

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年11月30日

月 曜 日

第 3988 号

目 次

規 則

○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行規則の一部を改正する規則 1

公 告

○土地改良区の役員の就退任 2

規 則

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第59号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行規則（平成18年富山県規則第 104号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号ア中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改め、
同号イ中「様式第 3 号の 2」を「様式第 3 号」に改め、同号ウ中「様式第 3 号の 3」
を「様式第 4 号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「様式第 4 号」を
「様式第 5 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「様式第 5 号」を
「様式第 6 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「様式第 6 号」を
「様式第 7 号」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 3 条を削る。

第 4 条中「様式第 7 号」を「様式第 8 号」に改め、同条を第 3 条とする。

様式第 2 号を削り、様式第 3 号を様式第 2 号とし、様式第 3 号の 2 を様式第 3 号とする。

様式第 7 号中「（第 4 条関係）」を「（第 3 条関係）」に改め、同様式を様式第 8 号とし、様式第 6 号を様式第 7 号とし、様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号の 3 を様式第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（児童青年家庭課）

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員であった次の者が平成27年9月28日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 辻 繁 雄	中新川郡立山町日俣11番地

土地改良区の役員の就任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員に次の者が平成27年10月22日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定によ

り公告する。

平成27年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 平 公 嗣	中新川郡立山町高原八ツ屋 161番地
同	堀 健 次	富山市下富居一丁目14番33号

